



教育資金の一括贈与の非課税措置とはどんな制度ですか？



おじいちゃん、おばあちゃんor両親が貯めた金融資産を孫や子供の教育のための資金として一括贈与した場合にその贈与金額を非課税となる制度のことです。



非課税になる贈与金額はいくらまでですか？



教育のための資金を一括贈与する場合は子供や孫ごとに1,500万円まで。



贈与のやり方はどのようにするのですか？



具体的にはおじいちゃん、おばあちゃんor両親が贈与した教育資金を金融機関において子供や孫名義の口座で管理します。そして、この資金が教育費に使われることを金融機関が領収書等により確認・記録し保存します。この口座は子供や孫が30歳に達する日に終了します。この制度は令和5年3月31日までが贈与が対象となります。



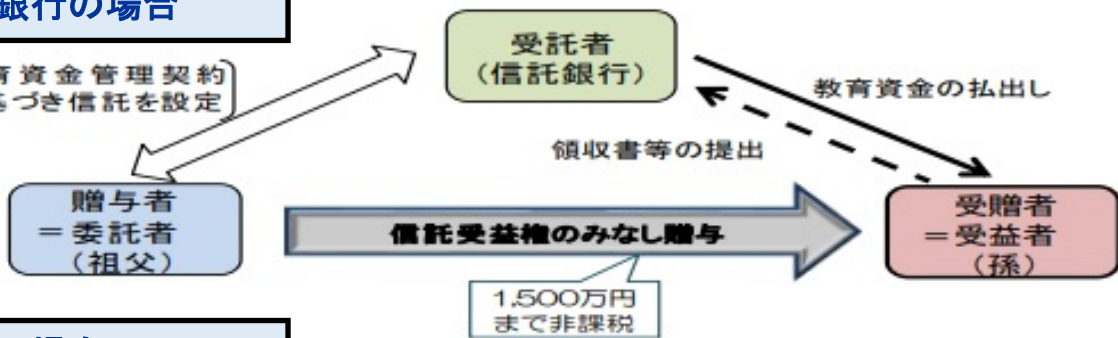
教育資金の一括贈与を管理する金融機関とそのやり方を教えてください。



金融機関ごとに以下の通りです。

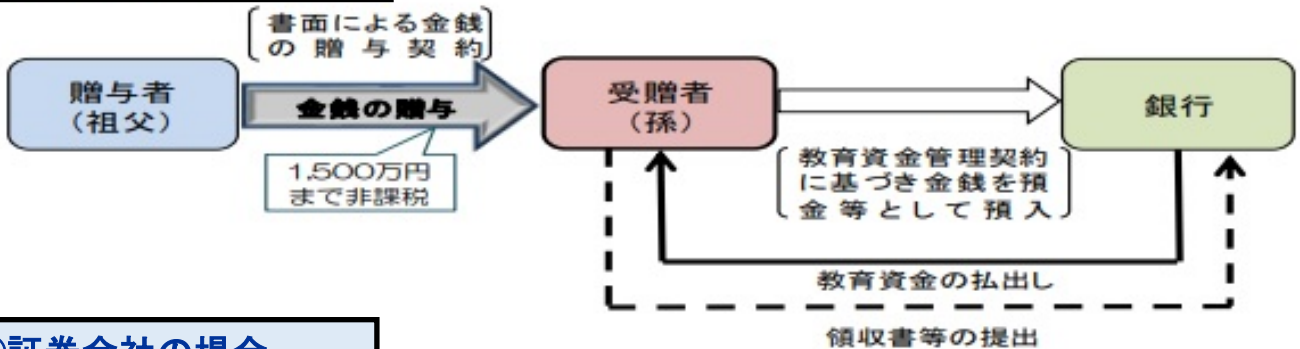
①信託銀行の場合

〔教育資金管理契約に基づき信託を設定〕



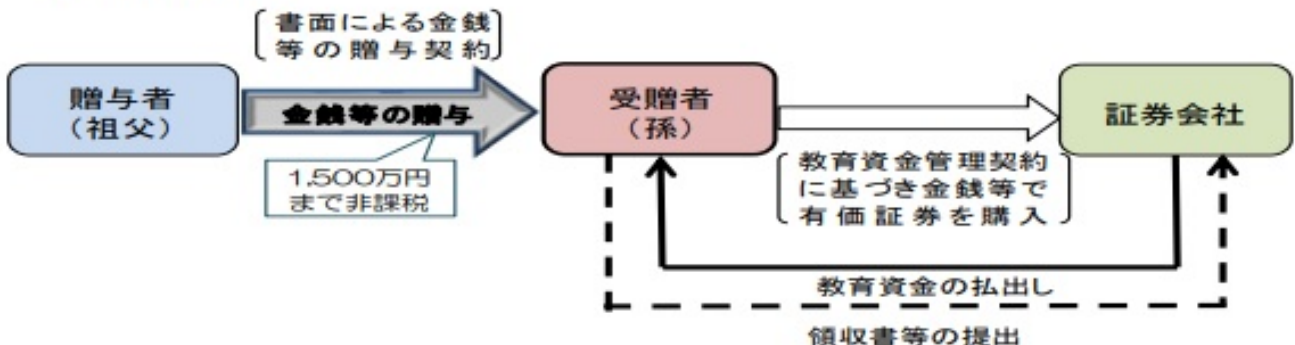
②銀行の場合

〔書面による金銭の贈与契約〕



③証券会社の場合

〔書面による金銭等の贈与契約〕



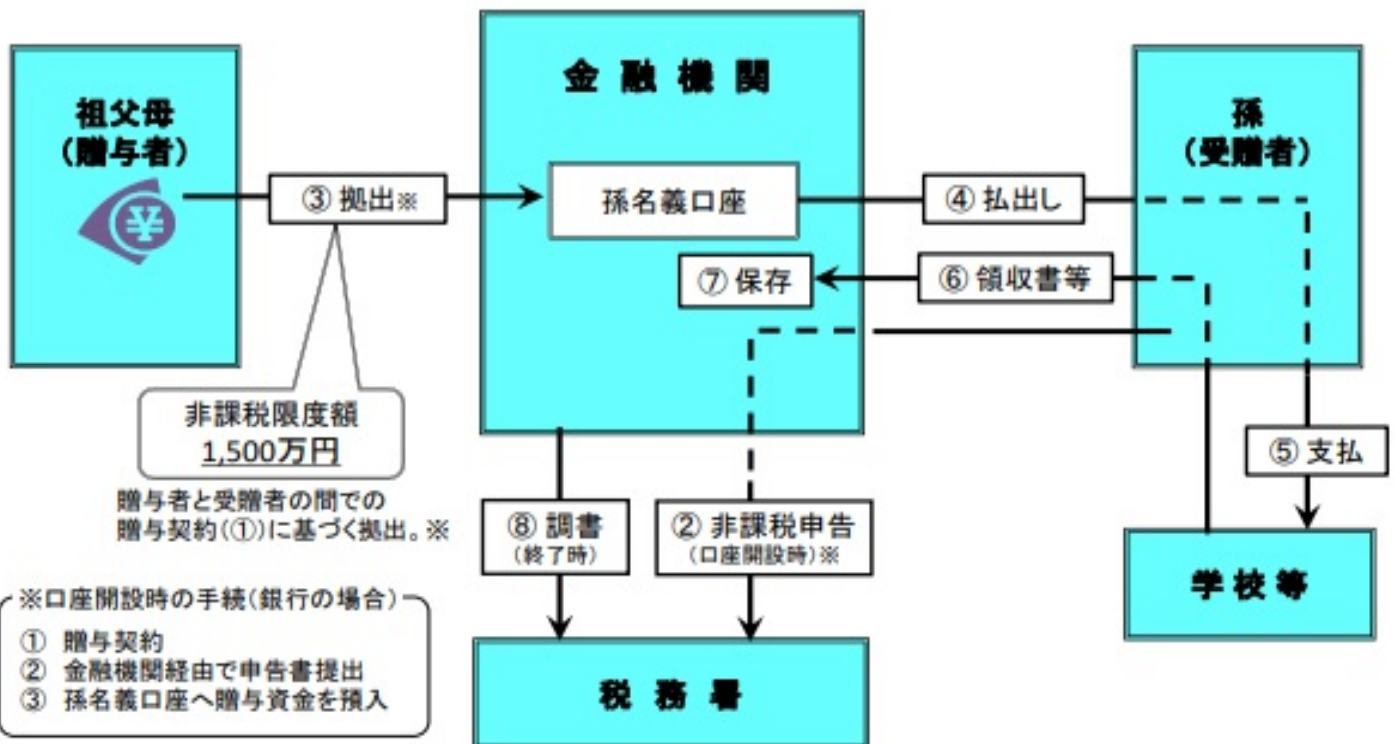


教育資金の一括贈与をするには金融機関に対しはどのような書類と流れになりますか？



以下の通りです。

教育資金を目的とする金銭等の一括贈与については、1,500万円まで贈与税を課税しない。





教育資金の一括贈与の対象になる教育費はの内容について教えてください。



●具体的には以下の学校が含まれます。

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、大学院、高等専門学校、専修学校、各種学校。

保育所、保育所に類する施設、認定こども園。

水産大学校、海技教育機構の施設(海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校)、航空大学校。

国立国際医療研究センターの施設(国立看護大学校)、職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学、職業能力開発短期大学校。

●具体的には以下の費用が対象になります。

①入学金、授業料、入園料及び保育料並びに施設設備費。

②入学または入園のための試験に係る検定料。

③ 在学証明、成績証明その他学生等の記録の証明に係る手数料及びこれに類する手数料。

④学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭。

参考・引用・編集は

国税庁「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/02.pdf>

文部省「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/20201105-mxt_kouhou02-1332772_01.pdf